

主 文

被告人を懲役17年に処する。

未決勾留日数中240日をその刑に算入する。

理 由

5 (罪となるべき事実)

第1 被告人は、令和5年6月14日午後11時30分頃から同月15日午前0時4分頃までの間に、山形県鶴岡市（所在地省略）所在のラーメン店「a」店内において、b所有又は管理の現金約9万4500円ほかキャッシュカード2枚等3
10 点在中の財布1個（時価約1000円相当）及び現金約5000円を盗んだ。

第2 被告人は、金品を盗む目的で、令和6年3月中旬頃から同年5月6日までの間に、cが看守する山形県東田川郡（所在地省略）の空き家に、無施錠の勝手口から侵入し、その頃、同所において、同人が管理するd名義のクレジットカード1枚等3点を盗んだ。

第3 被告人は、不正に入手したd名義のクレジットカードの情報を利用して財産
15 上不法の利益を得ようと考え、令和6年5月6日頃、山形県東田川郡（住所省略）所在の被告人方において、スマートフォンを利用し、電気通信回線を通じて、「Google LLC」又はその関連会社がいずれかの場所に設置して管理するクレジットカード決済等の事務処理に使用する電子計算機であるサーバコンピュータ
20 に対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限がないのに、前記「Google LLC」が提供するデジタルコンテンツサービス「Google Play」のスマートフォンゲームアプリケーション「エグリプト」内の有料コンテンツ「ウィークリー育成パック3」の購入代金の一部である4800円を同クレジットカードで支払う旨の虚偽の情報を与え、その頃、前記サーバコンピュータにその旨記録させて、財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、よって、
25 前記4800円の支払を免れ、もって財産上不法の利益を得た。

第4 被告人は、不正に入手したd名義のクレジットカードを使用して飲食代金等

の支払を免れようと考え、令和6年5月11日午前0時頃、山形県鶴岡市（所在地省略）所在の Snackbar 「e」において、同店従業員 f に対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限もクレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのにこれらがあるように装い、同クレジットカードを提示するなどして飲食代金等の支払を申し込み、同人にその旨誤信させて支払手続を行わせ、よって、同日午前0時55分頃、同所において、同人を欺いて飲食代金等の一部である6000円の支払を免れ、もって人を欺いて財産上不法の利益を得た。

第5 被告人は、金品を盗む目的で、令和6年9月22日午前0時16分頃から同日午前0時51分頃までの間に、山形県東田川郡（所在地省略）g 方母屋に、その東側縁側掃き出し窓から侵入し、その頃、同母屋1階寝室において、同人（当時90歳）に対し、殺意をもって、手や足で、その頭部、顔面、胸部等に打撃や圧迫を多数回加えるとともに、同人の頸部を数分間にわたり圧迫するなどの暴行を加え、よって、その頃、同所において、同人に脳挫傷、下顎骨骨折、胸骨骨折、多発肋骨骨折等の傷害を負わせ、同傷害に基づく多発外傷により同人を死亡させて殺害した。

第1 争点等

被告人が、判示の日時において、g（以下「被害者」という。）方母屋に東側縁側掃き出し窓から立ち入ったこと、被害者に対し何らかの暴行を加えたこと、その暴行に起因して被害者が死亡したことは、前掲各証拠から優に認定でき、当事者間にも争いはない。本件の争点は、①被告人の住居侵入の故意の有無及び目的、②被告人の暴行の具体的態様、③被告人の殺意の有無、④完全責任能力の有無、⑤誤想過剰防衛の成否、であるところ、当裁判所は、前掲各証拠によれば判示のとおり的事实を認定でき、かつ、被告人には本件犯行当時完全な責任能力が認められ、また、本件犯行につき誤想過剰防衛が成立する余地はないと判断した。以下、その理由について補足して説明する。

第2 争点①（被告人の住居侵入の故意の有無及び目的）について

1 (1) 被害者方東側縁側にある屋外側から見て一番左側の掃き出し窓（以下「本件掃き出し窓」という。）の割れたガラス片につき、捜査機関の依頼により調査を行ったh（以下「h」という。）は、要旨、次のとおり証言した。

5 本件掃き出し窓のガラスは、下半分のすりガラス状になった部分とクレセント錠に位置する部分の2か所が起点となって割れたと認められる（以下、これら2つの起点を、甲98号証で示されているとおり、順に「起点A」、「起点B」という。）。起点から出る割れの数や破断面にみられた破面模様等からすると、起点Aは、大きい面積で押し込むような力が加えられたことにより発生したと考えられる。一方、起点Bは、局所的に強い衝撃が加えられたことにより発生したと考えられるところ、起点B付近には鉄鋼製品と接触した痕跡（メタルマーク）が複数個あることからすると、起点Bは、このメタル

10 マークを付けた鉄鋼製品との衝突によって生じた可能性が高い。また、起点Bから進展したスタークラック（起点から放射状に発生する割れの伝播）が

15 起点Aから進展した伝播で止まっていることから、起点Aは起点Bよりも先に発生したとみられるが、起点Aに押し込む力が加わり本件掃き出し窓のガラス板が割れて破片となった後に起点Bに局所的な強い衝撃を加えることは困難であるから、2つの起点はほとんど同時に発生したものと考えられる。

20 (2) 以上のとおりであるところ、hは、一般財団法人日本文化用品安全試験所大阪ガラス製品試験センターにおいて年間150件程度、通算20年以上、ガラスの破損調査等に従事している者であり、その調査能力に疑いはない。またその述べる内容も、ガラスに関する一般論を踏まえた上で、本件掃き出し窓のガラス片の破断面や各起点から出る割れの数等の特徴を踏まえて本件掃き出し窓のガラス板がどのようにして割れたのかを考察するものであって、

25 得心できるものである。hの証言は信用できる。

2 以上を踏まえ、前掲各証拠と併せて検討すると、起点B付近にメタルマーク

が複数付着していることからすれば、被告人は、クレセント錠付近を狙って複数回にわたり鉄鋼製品を叩きつけ、本件掃き出し窓のガラス板を割ったと認められる。また、本件掃き出し窓が面する廊下には被告人が履いていたサンダルにより印象された可能性が高い足跡痕があったことに照らし、被告人は、土足のまま被害者方に立ち入ったものと認められる。このような侵入態様は、自身の家族が現在する自宅への立入りとみることはできない。被告人は、被害者方を他人の住居と認識した上で、意図して侵入したといえる。

3 そして、被告人が判示第1ないし第4の犯行に及んでいること、被告人が毎月のように勤務先から給料の前借りをしていたこと等に照らすと、被告人には金品を盗む動機があったといえる。一方、被告人は被害者と面識がなく、恨み等を抱く可能性がないことからすると、被告人が被害者方に金品を盗む目的以外の目的で侵入する動機は見当たらない。そうすると、被告人が被害者方に侵入した目的は、金品を盗む目的であったと認められる。

4 これに対し、被告人は、意図せず本件掃き出し窓のガラス板に頭から突っ込み、そこでいったん記憶が途切れ、縁側から起き上がったときに記憶が戻り、自分がいる場所が自宅の縁側であると思った旨供述し、弁護人は同供述に基づき、被告人には住居侵入の故意がないと主張する。しかし、被告人が供述するような態様では、本件掃き出し窓のガラス片の起点B付近にメタルマークが複数付着することを説明できないし、本件掃き出し窓に残存していたガラス等の状況とも整合しない。また、後記第5のとおり、被告人は本件当時酒に酔っていたとしても、自宅と被害者方を間違えるほど酩酊した状況にあったともいえない。

また、弁護人は、hがガラス片にメタルマークが付着しているのを実際に確認したのが本件から8か月以上経過した時点であったにもかかわらず、メタルマークに錆がないことに疑問がある旨主張する。しかしhの証言によれば、通常の室内保管ではメタルマークに錆が発生することは考えにくいと認められ、

本件後にメタルマークが付着したことをうかがわせる事情もない。弁護人の主張は前記認定を揺るがすものではない。

第3 争点⑤（誤想過剰防衛の成否）について

5 被告人は、被害者方を自宅と誤信した上で被害者方に立ち入ったところ、家族ではない何者かから「誰だ」と声をかけられ、左足のふくらはぎに抱き付かれたため、自らの身体を防衛するためにその者に対し暴行を加えた旨供述し、弁護人は同供述に基づき、被告人の行為には誤想過剰防衛が成立すると主張する。

10 しかし、前記第2のとおり、被告人は金品を盗む目的で違法に被害者方に侵入したのであり、家族ではない何者かから急迫不正の侵害行為を受けたと誤信する状況にはなく、弁護人の主張は前提を欠く。本件において被告人の行為に誤想過剰防衛が成立する余地はない。

第4 争点②（被告人の暴行の具体的態様）について

1 被害者の遺体の状況について

15 (1) 被害者の遺体の司法解剖を担当した医師 i（以下「i」という。）は、要旨、次のとおり証言した。

ア 被害者の頭部、顔面、頸部、胸部、腹部、背部、上肢、下肢等の広範囲にわたり、軟部組織出血、皮下出血及び皮膚の変色がみられるほか、頭部にはくも膜下出血及び軽度の脳挫傷があり、下顎骨は骨折している。これらはいずれも鈍体による打撲、圧迫により形成されたものと考えられる。

20 イ 被害者の胸骨並びに右第2ないし第8肋骨及び左第2ないし第6肋骨はそれぞれ骨折している。胸骨及び各肋骨の骨折は、ある程度面積の広い鈍体により、押し潰されるような外力が加わって前胸部が強く圧迫されたことにより生じたものと考えられる。また、被害者の右肺下葉には肺挫傷が、肝臓には肝挫傷がある。

25 ウ 被害者の顔面にはうっ血が見られ、左右の眼瞼結膜及び口腔粘膜にはそれぞれ溢血点があり、右外耳道には乾血が付着し、甲状軟骨が骨折してい

る。これらは、被害者が数分間にわたり頸部を圧迫されたことを示す所見である。なお、甲状軟骨の周辺に出血がみられないことから、頸部圧迫は死戦期にされた可能性がある。

エ 被害者の上肢に防御創は少ない。

5 オ 被害者の死因は多発外傷であるが、頸部圧迫が死に関与した可能性もある。心臓内に凝血があることから、被害者は緩徐な死をたどったと考えられる。

(2) i は、これまで4500体の解剖を実施した経験を持つ経験豊富な専門家であり、被害者の遺体の状況につき合理的な説明をするものであって、その証言は信用できる。

10 2 以上のおよりの遺体の状況に加え、凶器となり得るような鈍体が発見されていないことからすると、被告人は、手や足等の自らの身体の部位を用いて、被害者の各部位に打撃や圧迫を加え、そのうち被害者の胸部に対しては足や膝などある程度の面積がある身体の部位を用いて圧迫し、被害者の頸部に対しては
15 数分間にわたり圧迫を加えたと認められる。もっとも、被告人が被害者に対してした暴行態様については、証拠上、これ以上具体的に特定することはできないので、判示の限度で認定するにとどめた。

3 なお、被告人は、被害者の背中を3、4回殴った、被害者が声を出したのでその口を手で塞いだ、被害者の頭を8回殴った旨を供述する。しかし、被害者の遺体の状況からすれば、被害者には被告人が供述するよりも回数が多く、しかも高い強度の暴行が加えられたと認められ、被告人の供述する内容は、これと整合しない。もとより、被告人は、本件犯行時の自身の行為について、本件当日の午後昼寝をした際に自分が何かを叩く夢を見た、逮捕されるまでにその夢は何かを叩く場面、自分が自宅の縁側と玄関を歩く場面になり、繰り返しその夢を見た、逮捕されて以降の取調べでは、取調官からヒントを与えられたので、そのヒントと自身のおぼろげな記憶を併せて供述した、などと述べている

25

のであり、本件犯行当時の記憶を述べるものか、本件に関する報道や取調べから得た情報により推測したことを述べるものかすら判然とせず、信用するに値しない。

第5 争点③（被告人の殺意の有無）及び争点④（完全責任能力の有無）について

5 1 被告人がした暴行、すなわち、人の頭部や胸部といった人体の重要部分に対して多数回打撃や圧迫を加える暴行や、数分間にわたって頸部を圧迫する暴行が人を死亡させる危険性が高い行為であることは明らかである。そして、頭部や胸部等に多数回にわたり打撃や圧迫をし、頸部を数分間にわたり圧迫し続けるというのは、被告人が、被害者の身体の部位を認識した上、その部位を狙っ
10 てしなければならない態様である。そうすると、被告人は、被害者を死亡させる危険性が高い暴行であることを認識しながら、被害者に対してそのような暴行を加え続けたといえるのであって、殺意が認められる。

2 また、被告人は、令和6年9月22日午前0時16分頃から同日午前0時51分頃まで被害者方付近に滞在しており、この間に本件住居侵入と殺人の犯行
15 に及んだと認められるところ、その際、被告人は、完全責任能力を有していたと認められる。すなわち、被告人は、本件犯行前日となる令和6年9月21日午後7時頃からj町内の居酒屋で勤務先の同僚らと飲酒するなどし、本件犯行直前の同月22日午前0時1分頃に同居酒屋を退店した際、居酒屋の店主から被告人方は右ではなく左の方向である旨を言われてこれに従っている。また、
20 被告人は、本件犯行の前に、被告人の妹であるkと2回、被告人の勤務先従業員であるlと3回、同従業員であるmと1回、鶴岡市内でバーを経営するnと2回、それぞれ通話し、また、本件犯行後にも、nと2回、知人であるoと1回、それぞれ通話しているところ、そのいずれにおいても、意思疎通に問題はなかったと認められる。その後の同日午前1時48分頃にj町内の農道を歩い
25 ていたところを警察官に発見された際も、被告人は同警察官からの問いに対し、路上で気が付いたら右腕から血が出ていた、車とはぶつかっていない、加熱式

たばこを箱ごとなくしたが加熱式たばこ本体は手元にある、財布等の貴重品は
なくしていないなどと述べ、また、被告人が負傷しているとして同日午前2時
3分頃に臨場した救急隊員との間でも問題なく受け答えをし、体温を計測でき
なかつた点を除き、バイタルサインも意識レベルも正常であった。このように、
5 被告人が、本件犯行の前と後において、自己がしている行為や周囲の状況を適
切に認識して合理的な行動をとることができていたことからすれば、本件犯行
が行われた令和6年9月22日午前0時16分頃から同日午前0時51分頃ま
での約35分間においても同様であったと推認される。そして、前記第2のと
おり、被告人が本件掃き出し窓のクレセント錠付近を狙って鉄鋼製品を叩きつ
10 けていることは、被告人が被害者方へ侵入する意図を明確に持っていたことと、
その意図に従って行動をすることができていたことを表している。以上によれ
ば、被告人が、本件当時、事理弁識能力と行動制御能力の両方又はその一方を
著しく減弱させた状態にはなかつたと認められる。

3 以上に対し、弁護人は、被告人が本件犯行前にウイスキーの水割りを10杯
15 程度飲んでおり、その摂取した純アルコール量に基づくと、被告人は泥酔ない
し昏睡の状態にあったから、被告人は殺意を持ち得ない状況であったし、本件
当時、被告人は心神耗弱の状態にあったと主張するが、弁護人が主張する純ア
ルコール量に基づき計算した血中アルコール濃度を前提としても、本件犯行時
の被告人の酩酊度は軽度酩酊ないし高度酩酊にとどまるのであるし（弁第15
20 号証）、そもそも、前記のとおりの本件犯行の前後にまたがる被告人の行動は、
泥酔ないし昏睡の一般的な状態からはかけ離れている（もとより被告人の行動
は、高度酩酊の症状にも該当しない。）。前記居酒屋の店主は、被告人と会話が
噛み合わないことがあった、被告人が退店する際にフラフラとしてぶつかり、
歩き出す方向を間違った旨を証言しているが、これらの事実は被告人が当時一
25 定程度酩酊していたことを示すにとどまり、前記の認定を左右するものではない。
い。

本件犯行当時の被告人は、アルコールの影響により感情や衝動の高まりがあったとしても、自己の行為についての認識を欠いたり、事理弁識能力又は行動制御能力が著しく減弱したりする状況にあったとは言えないのであり、弁護人の主張は当を得たものとはいえない。

5 第6 結論

以上の次第で、判示第5の事実を認定した。

(量刑の理由)

量刑判断の中心となる判示第5の事実についてみると、被告人は、金品を盗む目的で被害者方に侵入し、在宅していた被害者に対し、判示の暴行を加えて、殺害したものであり、被害者の尊い生命が奪われた結果が重大であることは言うまでもない。被告人は、被害者方に侵入した後、被害者が何らかの反応をしたことをきっかけに被害者に対し暴行を開始し、攻撃意思を殺意にまで高め、被害者の身体に対する打撃や圧迫を継続しながら、死戦期に至っていた可能性のある被害者の頸部を数分間にわたり圧迫したものと考えられる。被告人は、一方的かつ執拗に相当強度の暴行を加えて被害者を死亡させているのであり、被害者の生命に対する配慮は微塵も感じられない。もとより本件に至る経緯に酌むべき事情は見当たらない。被害者の長男の心情は察するに余りあり、厳重な処罰を求めていることも当然のこととして理解できる。

次に判示第1ないし第4の事実についてみると、被告人は、判示第1の事実以前から、その母と勤務先により金銭管理をされていたにもかかわらず、お金を自由に使いたいという気持ちを抑えることなく各犯行に及んでいるのであり、利欲的な動機に酌むべき点はない。特に判示第1の被害額は大きく、いずれの犯行の結果も軽視することはできない。

そうすると、犯情は総じて悪く、被告人の行為責任は重い。

被告人は、判示第5の事実につき、事実関係の一部については否認しつつも謝罪と反省の弁を述べる。しかし、自らがした行為により被害者が死亡したという事実

についてすら受け止めは不十分であり、内省は深まっていない。判示第1ないし第4の事実については、事実を認め、反省の弁を述べているが、被害弁償等は未了である。そうすると、被告人の更生に繋がり得る事情は乏しいと言わざるを得ない。

そこで、前記の犯情評価を前提に、同種事犯の量刑傾向も参照の上、被告人に対しては、主文の刑を科すのが相当であると判断した。

(求刑 懲役18年)

令和8年2月16日

山形地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 佐々木 公

裁判官 島田 壮一郎

裁判官 町田 晶良